

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和7年7月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ ひとり親家庭等の支援に関する調査

相対的に貧困率が高く、困難な状況にあるひとり親家庭等に対し、個々の状況に応じた支援を届けることが求められていることを踏まえ、地方公共団体における取組とひとり親家庭等の認識・受け止めとのギャップを明らかにし、必要な支援が届くための施策の検討に資するために実施

○ 成年後見制度の利用促進に関する調査

成年後見制度の利用者は約25万人に上るが、市区町村別にみるとばらつきが大きく、特に利用率が低い市区町村において、利用ニーズが相対的に充足されていない可能性がある状況を踏まえ、市区町村における利用ニーズや利用実態の把握状況、中核機関の体制や活動内容、市区町村と家庭裁判所との連携状況等を調査し、市区町村が、地域の実情を踏まえた計画的な取組を進めるための方策を検討

○ 盛土等による災害の防止に関する調査

危険な盛土等の把握・解消に向けて、自治体における宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）を含む関係法令の運用実態・課題等を調査し、関係部局間の連携や災害リスク情報の把握・共有を一層推進するための方策を検討

○ 野生動物による被害防止対策に関する調査

人口減少や少子高齢化等に伴う里山利用の縮小や耕作放棄地の拡大等により、クマ、ニホンジカ、イノシシ等の野生動物の生息数増加や生息区域拡大が進行し、人身被害や農作物被害等が問題となっている現状を踏まえ、野生動物による各種被害の防止を推進する観点から、クマ等に対する管理施策の実施状況や行政機関間の連携状況等を調査

(連絡先)	
<ひとり親家庭等の支援に関する調査> 行政評価局評価監視官（財務、文部科学等担当） 担当：石丸、木村／電話：03-5253-5434（直通）	<成年後見制度の利用促進に関する調査> 行政評価局評価監視官（法務、外務、経済産業等担当） 担当：堤／電話：03-5253-5450（直通）
<盛土等による災害の防止に関する調査> 行政評価局評価監視官（復興、国土交通担当） 担当：神村／電話：03-5253-5455（直通）	<野生動物による被害防止対策に関する調査> 行政評価局評価監視官（連携調査、環境等担当） 担当：松谷／電話：03-5253-5486（直通）
<調査全般について> 行政評価局総務課 担当：合田／電話：03-5253-5407（直通） お問い合わせフォーム： https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html	

○ ひとり親家庭等の支援に関する調査

○ 地方公共団体における取組とひとり親家庭等の認識・受け止めとのギャップを明らかにし、困難な状況にあるひとり親家庭等に支援を届けるための方策を検討

➤ 我が国の相対的貧困率は全体的に低下傾向にあるものの、ひとり親世帯の相対的貧困率は依然として高い状況にある。

※ 直近データである令和3年の我が国の相対的貧困率は、全体15.4%、こども11.5%、ひとり親世帯44.5%
令和3年のひとり親世帯数は、母子世帯119.5万世帯（ひとり親世帯の88.9%）、父子世帯14.9万世帯（同11.1%）

➤ ひとり親家庭等に対する支援として、国は、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保等支援」及び「経済的支援」の4本柱により施策を推進しているものの、これらの支援について「知らなかった」、「手続きが分からなかった」というひとり親からの声もある。

➤ ひとり親家庭等の自立を支援するとともに、貧困の連鎖を断ち切る観点からも、困難な状況にあるひとり親家庭等に対し、個々の状況に応じた必要な支援を届けることが求められている。

主要調査事項

■ 地方公共団体における取組状況

- ・ ひとり親家庭等の把握状況
- ・ ひとり親家庭等に対する支援の周知状況
- ・ ひとり親家庭等に対する相談対応状況等

■ ひとり親家庭等における支援の認識・受け止め

※ ひとり親家庭等へのアンケート等を実施予定

主要調査対象

調査対象機関

こども家庭庁、法務省等

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

令和7年7月～8年6月（予定）

○ 成年後見制度の利用促進に関する調査

○ 成年後見制度を必要とする者が確実に利用できるよう、市区町村の取組等を調査し、市区町村が地域の実情を踏まえた計画的な取組を進めるための方策を検討

- 成年後見制度は、認知症高齢者や障害者などの権利擁護を図るための仕組みとして、平成12年に施行。国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、5年を一期とする成年後見制度利用促進基本計画を策定
- 市区町村は、国の基本計画を踏まえ、市区町村計画を策定（努力義務）。制度が施行されて25年が経過し、その利用者は約25万人に上るが、市区町村別にみるとばらつきが大きい状況にあり、特に利用率が低い市区町村において、利用ニーズが相対的に充足されていない可能性あり（ただし、利用率が低くても人口構成や他の仕組みでカバーしている可能性等もあり一概に不十分とは言えないことに留意）
- 今後、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中で、制度を真に必要とする者が確実に利用できる仕組みとしていくことが必要

主要調査事項

- 市区町村における利用ニーズや利用実態の把握状況
- 中核機関※の体制や活動内容
- 市区町村と家庭裁判所との連携状況

主要調査対象

調査対象機関

法務省、厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、関係機関等

調査実施期間

令和7年7月～8年6月（予定）

※ 国の基本計画において、関係機関のコーディネート等を担う権利擁護の中核的な機関や体制として「中核機関」が位置付けられている。

○ 盛土等による災害の防止に関する調査

- 危険な盛土等の把握・解消に向けて、自治体における盛土規制法※を含む関係法令の運用実態・課題等を調査し、関係部局間の連携や災害リスク情報の把握・共有を一層推進するための方策を検討

※ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害では、上流部の盛土が崩落したことにより、被害の甚大化につながったとされているほか、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や、不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっている。

※ 「盛土総点検」により、全国約3.6万箇所を目視等で点検した結果、『必要な災害防止措置が確認できなかった盛土』が516か所あり(令和4年3月16日現在)

- また、これまで、法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していたこと等も踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する盛土規制法が令和5年5月に施行された。
- 規制の実施主体である都道府県等には、盛土等に伴う災害の防止のため、関係部局が連携し、危険な盛土等に対して適切に対応することが求められている。

※ 盛土規制法では、規制の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とされている。

主要調査事項

- 既存盛土等に関する災害リスク情報の把握状況、関係者への共有状況
- 危険な盛土等への対応実態・課題、関係部局との連携状況
- 盛土等に関する工事の許可・届出手続、その後の検査・確認事務の実施状況 等

主要調査対象

調査対象機関

国土交通省、農林水産省、環境省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村

調査実施期間

令和7年7月～8年3月（予定）

○ 野生動物による被害防止対策に関する調査 ―クマの管理施策を中心として―

○ クマによる人身被害や、ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害等の防止に資するため、限られた人員・体制での実施を前提とした管理施策の推進や、捕獲等に係る業務・手続の見直しを検討

- 近年、里山利用の縮小や耕作放棄地の拡大等により、クマ類（ヒグマ及びツキノワグマ）の分布域が拡大し、市街地や集落など人の生活圏へのクマ類出没も地域社会の喫緊の問題となっている。令和5年度にはクマ類による人身被害件数が過去最高（令和4年度の75件から5年度は219件に急増）を記録している。
- 平成26年の鳥獣保護管理法※1改正により、従来の「鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物）の保護」に加え「管理（生息数の減少や生息分布域の範囲縮小等）」が法的に位置付けられるとともに、令和6年度にはニホンジカ等に加えクマ類が指定管理鳥獣（集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣）に指定され、これらの管理強化が求められている。

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

※2 ニホンジカ及びイノシシについては、生息数増加や分布域拡大により生態系や農林業に深刻な影響を与えており、平成27年に指定管理鳥獣に指定

※3 本年4月の鳥獣保護管理法の改正により、人の日常生活圏にクマ類等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟が可能となる予定

主要調査事項

■ 国、地方公共団体等における指定管理鳥獣に係る管理施策の実施状況

■ 国、地方公共団体等における広域的な連携状況 等

主要調査対象

調査対象機関

環境省、農林水産省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

令和7年7月～8年3月（予定）